

議案第 1 1 2 号

江東橋児童館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

江東橋児童館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、江東橋児童館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
江東橋児童館	東京都世田谷区上北沢三丁目 8 番 1 9 号 社会福祉法人雲柱社 理事長 服部 榮	平成 2 9 年 4 月 1 日から 平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

江東橋児童館の指定管理者を指定する必要がある。